改 正 前 改 正 後

(前 略)

第6条 病院に、診療部門として、次の部、室、 センター及びユニットを置く。

デイ・ケア診療部

臟器移植医療部

遺伝子診療部

心臟血管疾患集中治療部

女性のこころとからだの相談室

脳卒中診療部

脳卒中療養支援センター

がんセンター

VHL 病センター

リウマチセンター

もやもや病支援センター

高度生殖医療センター

頭蓋底腫瘍センター

てんかん診療支援センター

摂食嚥下診療センター

アレルギーセンター

総合周産期母子医療センター

小児集中治療センター

こども医療センター

児童思春期こころの相談センター

黄斑疾患治療センター

高齢者医療ユニット

漢方診療ユニット

睡眠呼吸障害診療ユニット

2 (略)

(後略)

第6条 病院に、診療部門として、次の部、室、 センター及びユニットを置く。

デイ・ケア診療部

臓器移植医療部

遺伝子診療部

女性のこころとからだの相談室

脳卒中診療部

脳卒中療養支援センター

がんセンター

VHL 病センター

リウマチセンター

もやもや病支援センター

高度生殖医療センター

頭蓋底腫瘍センター

てんかん診療支援センター

摂食嚥下診療センター

アレルギーセンター

総合周産期母子医療センター

小児集中治療センター

こども医療センター

児童思春期こころの相談センター

黄斑疾患治療センター

高齢者医療ユニット

漢方診療ユニット

睡眠呼吸障害診療ユニット

2 (同 左)

附 則(令和7年達示第22号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。